

食品衛生法第 51 条の政令に定める営業許可業種の

見直しに関する意見書

平成 31 年 2 月 27 日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課 御中

〒104-0055
東京都中央区豊海町 4 丁目 18 番
東京水産ビル
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
会長 大谷 邦夫

食品衛生法等の一部を改正する法律に伴い、政令で定める営業許可業種の見直し案 について、当協会は下記の通り意見を提出いたします。

1. 意見

冷蔵倉庫業は現行の許可業種から届出業種への移行が相当と考えます。

2. 意見を相当とする理由

当協会は「食品の冷凍又は冷蔵業」の許可業種となっておりますが、この業種の中には冷凍食品工場等の直接食品に触れる業種向けの許可要件が多く設定されており、冷蔵倉庫業には不相応な項目が多いと考えます。一例を挙げると、設備要件として設定されている「足洗場の設置」についてですが、冷蔵倉庫では水による足洗いをを行うことで床面の凍結・汚れの原因となる為、逆に商品の破損や従業員のケガ等に繋がる一因となりえます。

また、冷蔵倉庫業界が取り扱う貨物は、ほとんどが梱包された貨物であり、食品工場のように直接食品に手を触れることはなく、冷蔵倉庫での保管が原因の大規模な食中毒事故事例は当協会では過去 1 件も記録しておりません。

今年度、食品衛生法改正に伴い「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理計画書作成の手引き（冷蔵倉庫業版）」を作成しました。これに基づき会員には衛生管理について周知するとともに業界全体の衛生水準の向上を図って参りますので、届出業種に移行してもこれまで以上の衛生管理を維持することが可能であると考えます。